

令和2年

第4回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年4月28日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和2年 第4回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第4回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年 4月28日(火) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫		9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○農地利用最適化推進委員

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応により、招集せず。

3 欠席委員

○農業委員 8番 齋 藤 瑞 穂 12番 遠 山 登 15番 柳 壽 一

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
次長	木 村 秀 行
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第5	報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第6	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第8	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
日程第10	議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
日程第11	そ の 他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。 只今の出席委員は、16名です。定足数に達しております。 本日の欠席委員は8番 齋藤 委員、12番 遠山 委員、15番 柳 委員の3名です。 なお、本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応として推進委員の皆さんについてはご出席いただいております。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。 16番 大堀 委員、17番 小林 委員、18番 相馬 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、16番 大堀 委員、17番 小林 委員、18番 相馬 委員にすることに決定しました。 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りします。 会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。 本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、山崎主幹、長谷川主任であります。 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 長谷川主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。 今月は議案書1ページから7ページまで13件でありまして、ご覧のとおりであります が、新型コロナウイルス対策で総会時間短縮ため、一件一件の説明は省略させていただき まして、事前に質問いただきました案件について説明いたします。</p> <p>4ページをご覧ください。 受付番号5番、京ヶ島字古阿賀（フルアガ）、地目、台帳・現況がともに田、地積191 ㎡です。 契約の内容が令和2年4月11日から令和7年3月10日まで、解約事由が「契約地誤り のため」です。 解約及び引渡年月日がともに令和2年3月19日です。 先月の議案で、田15筆の賃貸借権設定が承認されたところですが、その後、この1筆 は借受人が作れないと言うことで合意解約するものです。</p> <p>受付番号9番、堀越字仲作（ナカサク）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,063㎡、 これを含めまして合計2筆で4,297㎡です。 契約の内容が平成30年6月11日から令和10年2月10日まで、解約事由が「借り手の 変更」のためです。 解約及び引渡年月日がともに令和2年3月26日です。 貸出人「堀越大字会」ですが、このとおり所有権登記されていまして、堀越地区の地縁 団体です。（地縁団体…町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の 地縁に基づいて形成された団体）</p>

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書の8ページをご覧ください。
報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。

受付番号35番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が東町字隠居免（インキョメン）、転用面積は12筆で19,149㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が平成30年11月28日、阿農委第530026号、完了年月日が令和元年12月27日です。

場所につきましては、9ページ・10ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区上江端集落の北側に位置しております。

11ページの更正図をご覧ください。申請地を塗りつぶしで表示しております。

12ページには土地利用計画図を掲載しております。

13ページには全体土地利用計画図に申請地を斜線で表示しております。

当該地は、砂利採取完了後に周囲の砂利採取の搬出入路として使用するため、令和2年2月28日付け、阿農委第501040号で5条許可を得た場所であり、許可書の受領とともに完了届が提出されたものです。

当該地は22日に現地確認をして参りましたが、一部は計画どおり搬出入路が設置されておりました。搬出入路以外の部分は、埋め戻しを行い表土が入っていました。まだ、畦畔は未設置の状態でしたが、すぐに畔を付けて今年所有者へ返還され、作付けできる見込みです。どの段階を持って完了とするかは各農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなして参りました。過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

以上で報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、9番 菅井 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（9番菅井）

9番 菅井です。4月22日午前、現地確認委員3名と事務局2名で現地確認を行ってきました。

受付番号35番案件は今までの継続案件であり、砂利採取の場所であります。その一角の完了届ということであります。

22日現在では整地され、畦を設置する部分が土盛りされていましたが、家が近いもので昨日27日にもう一度見てきましたが、畦も出来上がり、きちんと区画されておりました。田面はもう少し仕上げて出来上がりという状況だと思います。

なお、今年から稲を作付けするそうです。何ら問題ないと見て参りました。以上です。

議長（小嶋） ありがとうございます。
報告案件ではありますが、質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代します

— 説明員 交代 山崎主幹 —

続きまして、日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 山崎主幹、お願いします。

事務局（山崎） 最初に議案書の訂正をお願いいたします。
表紙 報告第3号の合計面積を412,660㎡に、配分の面積を398,512㎡に訂正をお願いいたします。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和2年3月27日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全47件328筆、412,660㎡について、報告します。

配分は45件、移転2件となっております

配分については、議案書の15ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

配分案件の期間は、令和2年5月29日、新潟県が公告をすることから、令和2年5月30日開始、終了は令和12年4月10日です。賃貸借料は固定です。

配分の移転については、14ページから15ページ、35番・36番案件です。

移転の理由は、耕作者変更です。移転後の開始期間は、令和2年5月30日から、終期、賃貸借料は各案件、固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。

以上、報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について報告を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川主任 —

続きまして、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局
(長谷川)

事務局の説明をお願いいたします。 長谷川主任、お願いします。

議案書の52ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が3件、4筆で、面積が4,134㎡、使用貸借権設定が1件、32筆で、面積が17,877㎡です。

最初に所有権移転を説明いたします。

受付番号2番 畑江、地目、台帳・現況がともに畑、地積1,215㎡、これを含めまして合計2筆で2,283㎡です。

譲受・譲渡理由は「兄弟より受贈」と「兄弟への贈与」です。

契約の内容は贈与による所有権移転です。

受付番号3番 本明字蒲田（ガバダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,670㎡です。

譲受・譲渡理由は「親より受贈」と「子への贈与」です。

契約の内容は贈与による所有権移転です。

受付番号4番 前山字町道（マチミチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積181㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「耕作不便」です。

契約の内容は総額で100,000円の売買による所有権移転です。

続きまして使用貸借権の設定となります。

受付番号1番ですが、経営移譲年金受給中のための再設定になりますので説明を省略いたします。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川主任、お願いします。

事務局 (長谷川)

57ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が姥ヶ橋字町道下(マチミチシタ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積467㎡です。転用目的は特定建築条件付売買予定地(2棟)、資金計画は記載のとおりです。工事期間が令和2年6月30日から令和4年11月30日までです。

○特定建築条件付売買予定地について

農地転用許可制度では、住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用については、当該地が最終的に住宅になることが確実に認められないことから、原則として、これを認めないこととされているところですが、近年、家のデザイン、間取り等のニーズが多様化していることから、建築条件付売買予定地として転用申請があった場合、要件を全て満たすと認められる時は、宅地造成のみの目的に該当しないものとして取り扱い、許可可能となります。(メリット:土地購入者が希望に沿った住宅を建築できる。)

その要件とは、

- (1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、転用事業者又は転用事業者が指定する建築業者(複数の場合も含む)と土地購入者が当該土地に建設する住宅について一定期間内(おおむね3カ月以内)に建築請負契約を締結することを約束すること。
- (2) 一定期間内(おおむね3カ月以内)に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地の売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されること。
- (3) 農地転用事業者は、当該土地の全てを販売できなかったときは、販売できなかった残余の土地に自ら住宅を建築すること、です。

農地区分につきましては、申請地から500メートル以内に小・中学校、阿賀野市役所京ヶ瀬支所等、二つ以上の公共施設が存在し、住宅やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等事業の用に供する施設が連たんしていることから第3種農地となり、許可可能であります。

許可基準は、開発計画、資金計画、宅地建物取引業者免許、及び先ほどの要件等を確認し計画実施は確実にであると判断いたしました。

転用事由は、申請者は新潟市北区で不動産業を営んでいますが、申請地は新潟市や東港工業団地に通勤するのに道路環境が良く、また、近くには小・中学校や公共施設があり教育環境も良い当該地を2区画の分譲地として販売する計画を立てたものです。

また、令和4年11月30日までに販売できなかった時は、販売できなかった残余の土地に住宅を建て建売住宅販売にすることを約束しています。

場所につきましては、58ページ・59ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市京ヶ瀬支所から北東へ150mほどに位置しており、住宅地の中にあります。

60ページには更正図に申請地を太枠で囲って表示しております。

61ページは土地利用計画図・排水計画図ですが、図のように2区画の造成を計画しています。生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は道路側溝に排水します。周囲に農地はなく住宅に囲まれております。

62ページは平面図・立面図を掲載しています。図面は住宅を建設する場合の標準的な建物図面となります。

63ページをご覧ください。

受付番号2番、使用貸借権設定による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が金淵字居浦（イウラ）、地目 台帳・現況ともに畑、地積が445㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年5月20日から令和2年8月29日まで、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内と判断し第1種農地となります。許可基準は、「住宅で集落に接続して設置されるものは許可可能」であり、許可できるものです。

転用事由は、現在、申請者は両親と同居していますが、結婚に伴い実家隣の当該地を父より借り受けて新居を建築するものです。

場所につきましては64ページ・65ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区金淵乙集落内の申請者自宅に隣接した農地であります。

66ページの更正図には申請地を太枠で囲んで表示しております。

67ページは土地利用計画図を掲載しております。自宅のある宅地は車庫、倉庫等も建っており住宅を増築するスペースがないため、隣接する当該地を転用し住宅を新築するものです。

68ページは排水計画図を掲載しております。生活雑排水については公共下水道に接続します。雨水は図のように前面の道路側溝に排出する計画です。

69ページ・70ページは建物平面図となっています。

71ページをご覧ください。

受付番号3番、使用貸借権設定による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が関屋、地目、台帳・現況ともに畑、地積が309㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年6月1日から令和2年9月30日まで、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内と判断し第1種農地となります。許可基準は、「住宅で集落に接続して設置されるものは許可可能」であり、許可できるものです。

転用事由は、現在、申請者は譲渡人である父と同居していますが、子供が3人になり手狭になっており、各子供部屋の必要もあり実家隣の当該地を父より借り受けて新居を建築するものです。

場所につきましては72ページ・73ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区関屋集落内の申請者自宅に隣接した農地であります。

74ページの更正図には申請地を太枠で囲んで表示しております。

75ページは土地利用計画図・排水計画図を掲載しております。自宅のある宅地は作業場や車庫が建っており住宅を建築するスペースがないため、隣接する当該地を転用するものです。生活雑排水については公共下水道に接続します。

76ページは建物平面図となっています。

以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

最初に1番案件・2番案件について、2番 渡辺 隆 委員より現地確認報告をお願いします。

委 員
(2番渡辺)

2番 渡辺です。受付番号1番案件ですが、事務局の説明のとおり既設の側溝も申請地の目の前の歩道にありますので、開発には問題ないと見て参りました。

次に2番案件ですが事務局の説明どおり何も問題ないと思います。雨水、雑排水とも問題ないと見て参りました。以上です。

ありがとうございました。

次に3番案件について、9番 菅井 委員より現地確認報告をお願いします。

委 員
(9番菅井)

9番 菅井です。場所は京ヶ瀬地区、関屋です。申請理由のとおりであります。74ページを見ていただくとわかると思いますが、自宅が374番地でそれに隣接する申請地に住宅を建築するものです。

申請地はどちらかという屋敷内にある土地という状況であり転用には何ら問題ないと見て参りました。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 山崎主幹 —

続きまして、日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 山崎主幹、お願いします。

事 務 局
(山 崎)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は

・所有権移転	4件	7筆	6,227㎡
・賃貸借権設定	73件	347筆	319142.12㎡
・使用貸借権設定	3件	6筆	5,700㎡
・農地中間管理権設定	34件	348筆	327,146.39㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。

議案書は77ページからとなっております。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」登載者です。

受付番号1番、土地の所在が熊堂字霞 台帳・現況とも田、1,996㎡、これを含め合計2筆、3,994㎡を10a当り60万円で売買するものです。

受付番号2番、土地の所在が分田字浄土橋、台帳・現況とも畑、194㎡、これを含め合計2筆、1,226㎡を10a当り60万円で売買するものです。

受付番号3番、土地の所在が堀越字土本 台帳・現況とも田、62㎡、これを含め合計2筆、323㎡を総額22万円で売買するものです。

受付番号4番、土地の所在が女堂字山田 台帳・現況とも田、684㎡、1筆を10a当り50万円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

85ページをご覧ください。

受付番号14番、土地の所在が京ヶ島字居前、台帳・現況とも田、1,032㎡、これを含め合計2筆、2,112㎡を令和2年5月11日から令和7年4月10日まで、10a当たりコシヒカリ22,000円、18,000円で賃貸借するものです。

95ページをご覧ください。

受付番号30番、土地の所在が山寺字川向、台帳・現況とも田、1,024㎡、これを含め合計2筆、1,659㎡を令和2年5月11日から令和5年1月10日まで、総量コシヒカリ180kgで賃貸借するものです。

98ページをご覧ください。

受付番号38番、土地の所在が今板字杉の下、台帳・現況とも田、1,390㎡、これを含め合計3筆、3,979㎡を令和2年5月11日から令和12年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ30kgで賃貸借するものです。

受付番号39番、土地の所在が山口字上野地、台帳・現況とも田、1,917㎡、1筆を令和2年5月11日から令和11年1月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

受付番号40番、土地の所在が寺社字花田、台帳・現況とも田、1096㎡、これを含め合計9筆、9,621㎡を令和2年5月11日から令和12年3月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

100ページをご覧ください。

受付番号46番、土地の所在が堀越字市戸、台帳・現況とも田、1,580㎡、これを含め合計44筆、29,139.73㎡を令和2年5月11日から令和3年3月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

108ページをご覧ください。

受付番号52番、土地の所在が駒林字善四郎谷内、台帳・現況とも田、980㎡、これを含め合計4筆、3,562㎡を令和2年5月11日から令和6年12月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

110ページをご覧ください。

受付番号59番、土地の所在が金田町、台帳・現況とも田、527㎡、1筆を令和2年5月11日から令和12年12月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

受付番号60番、土地の所在が京ヶ島字居前、台帳・現況とも田、373㎡、1筆を令和2年5月11日から令和7年2月10日まで、10a当たり23,700円で賃貸借するものです。

115ページをご覧ください。

受付番号69番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況 田、189㎡、1筆を令和2年5月11日から令和7年4月10日まで、10a当たり18,000円で賃貸借するものです。

受付番号70番、土地の所在が下条字藤ノ木、台帳・現況とも畑、859㎡、1筆を令和2年5月11日から令和7年3月10日まで、総額6,000円で貸借するものです。

続きまして、使用貸借権の設定について、説明いたします。

118ページをご覧ください。

受付番号2番、土地の所在が宮島字江添、台帳・現況とも田、491㎡、これを含め合計4筆、4,092㎡を、令和2年5月11日から令和4年3月10日まで使用貸借するものです。

119ページをご覧ください。

受付番号58番、土地の所在が六ノ瀬字宮ノ前、台帳・現況とも田、663㎡、1筆を令和2年5月11日から令和7年3月10日まで、使用貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

120ページからご覧ください。

今月案件の期間については、1番案件のみ令和2年5月9日から令和11年1月10日までの設定で、2番案件から34番案件まで、令和2年5月9日から令和12年11月10日までの設定となっておりますので、期間の読み上げを省略します。

受付番号1番、土地の所在が水原字下ヶ江、台帳・現況とも田、1,764㎡、1筆を、10a当たり24,000円で設定するものです。

受付番号2番、土地の所在が寺社字道山、台帳・現況とも田、2072㎡、これを含め合計13筆、14,228㎡を10a当たり24,000円、22,300円で設定するものです。

121ページをご覧ください。

受付番号3番、土地の所在が赤水字家ノ浦、台帳・現況とも田、457㎡、これを含め合計8筆、8,471㎡を10a当たり23,000円、20,000円で設定するものです。

122ページをご覧ください。

受付番号4番、土地の所在が分田字浄土橋、台帳・畑、現況、田、652㎡、これを含め合計7筆、4,771㎡を10a当たり26,000円で設定するものです。

123ページをご覧ください。

受付番号5番、土地の所在が庄ヶ宮字沢田、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計8筆、7,400.39㎡を10a当たり25,000円、23,580円で設定するものです。

124ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在が庄ヶ宮字野々宮、台帳・現況とも田、535㎡、これを含め合計28筆、15,442㎡を10a当たり23,000円、21,476円、20,440円で設定するものです。

127ページをご覧ください。

受付番号7番、土地の所在が堀越字蕪木、台帳・現況とも田、1,123㎡、これを含め合計20筆、24,654㎡を0円で設定するものであります。

129ページをご覧ください。

受付番号8番、土地の所在が堀越字石船戸、台帳・現況とも田、387㎡、これを含め合計3筆、2,435㎡を0円で設定するものであります。

130ページをご覧ください

受付番号9番、土地の所在が堀越字姥田、台帳・現況とも田、1,566㎡、これを含め合計5筆、5,306㎡を10a当たり23,000円と20,000円で設定するものであります。

受付番号10番、土地の所在が粕島字籠尻、台帳・現況とも田、1,967㎡、これを含め合計12筆、10,542㎡を10a当たり24,000円、23,500円、0円で設定するものであります。

132ページをご覧ください

受付番号11番、土地の所在が堀越字堂ノ下、台帳・現況とも田、986㎡、これを含め合計28筆、21,019㎡を10a当たり24,000円、15,000円で設定するものであります。

135ページをご覧ください

受付番号12番、土地の所在が牧島字ママノ内、台帳・現況とも田、1,021㎡、これを含め合計2筆、2,025㎡を10a当たり15,000円で設定するものであります。

受付番号13番、土地の所在が小里字柄目木、台帳・現況とも田、1,071㎡、これを

含め合計 16 筆、14,765 m²を 10a 当たり 24,000 円、22,000 円、18,000 円で設定するものであります。

137 ページをご覧ください

受付番号 14 番、土地の所在が堀越字萱場、台帳・現況とも田、1,223 m²、これを含め合計 5 筆、4,281 m²を 10a 当たり 23,000 円、0 円で設定するものであります。

受付番号 15 番、土地の所在が猫山字太田、台帳・現況とも田、2,023 m²、これを含め合計 3 筆、5,201 m²を 10a 当たり 25,000 円、22,000 円で設定するものであります。

138 ページをご覧ください

受付番号 16 番、土地の所在が堀越字市戸、台帳・現況とも田、1,956 m²、これを含め合計 4 筆、5,769 m²を 10a 当たり 23,000 円、18,000 円で設定するものであります

受付番号 17 番、土地の所在が堀越字砂田、台帳・現況とも田、56 m²、これを含め合計 5 筆、740 m²を 10a 当たり 23,000 円で設定するものであります

139 ページをご覧ください

受付番号 18 番、土地の所在が東町字漆島、台帳・現況とも田、142 m²、これを含め合計 2 筆、439 m²を 10a 当たり 25,000 円で設定するものであります

受付番号 19 番、土地の所在が水原字下ヶ江、台帳・現況とも田、943 m²、これを含め合計 5 筆、6,258 m²を 10a 当たり 25,000 円、49,438 円、39,327 円、23,000 円で設定するものです。

受付番号 20 番、土地の所在が山口字赤田、台帳・現況とも田、1,663 m²、これを含め合計 3 筆、6,258 m²を 10a 当たり 24,000 円、27,000 円で設定するものです。

140 ページをご覧ください

受付番号 21 番、土地の所在が水原字下ヶ江、台帳・現況とも田、2,804 m²、これを含め合計 21 筆、26,609 m²を 10a 当たり 23,000 円、27,000 円で設定するものです

142 ページをご覧ください

受付番号 22 番、土地の所在が堀越字市ノ山、台帳・現況とも田、366 m²、これを含め合計 23 筆、12,466 m²を 10a 当たり 23,000 円で設定するものであります

145 ページをご覧ください

受付番号 23 番、土地の所在が福田字村北、台帳、現況ともに田、42 m²、これを含め合計 7 筆、739 m²を 10a 当たり 23,000 円で設定するものであります

受付番号 24 番、土地の所在が堀越字萱場、台帳・畑 現況・田、119 m²、これを含め合計 3 筆、1,669 m²を 10a 当たり 23,000 円、0 円で設定するものであります

146 ページをご覧ください

受付番号 25 番、土地の所在が上江端字上ノ山、台帳・現況とも田、307 m²、これを含め合計 20 筆、13,737 m²を 10a 当たり 25,000 円で設定するものであります

148 ページをご覧ください

受付番号 26 番、土地の所在が大野地字上野地、台帳・現況とも田、1,004 m²、これを含め合計 5 筆、3,505 m²を 10a 当たり 18,000 円、0 円で設定するものであります

149 ページをご覧ください

受付番号 27 番、土地の所在が西岡字申新田、台帳・現況とも田、1,024 m²、これを含め合計 8 筆、7,690 m²を 10a 当たり 24,000 円で設定するものであります

受付番号 28 番、土地の所在が天神堂字上興野、台帳・現況とも田、1,017 m²、これを含め合計 11 筆、20,691 m²を 10a 当たり 23,000 円で設定するものであります

151 ページをご覧ください

受付番号 29 番、土地の所在が西岡字申新田、台帳・現況とも田、512 m²、これを含め合計 2 筆、1,259 m²を 10a 当たり 24,000 円で設定するものであります

受付番号 30 番、土地の所在が下条字中道、台帳・現況とも田、717 m²、これを含め合計 10 筆、8,895 m²を 10a 当たり 23,000 円で設定するものであります。

152 ページをご覧ください

受付番号 31 番、土地の所在が山口字上野地、台帳・現況とも田、869 m²、これを含め合計 7 筆、5,747 m²を 10a 当たり 23,000 円で設定するものであります

153ページをご覧ください

受付番号32番、土地の所在が牧島字フケ、台帳・現況とも田、284㎡、これを含め合計27筆、20,409㎡を10a当たり23,000円、24,000円で設定するものであります。

156ページをご覧ください

受付番号33番、土地の所在が田中字中道上、台帳・現況とも田、1,999㎡、これを含め合計15筆、21,513㎡を10a当たり23,000円で設定するものです。

157ページをご覧ください

受付番号34番、土地の所在が沖字中屋敷、台帳・現況とも田、1,914㎡、これを含め合計8筆、16,349㎡を10a当たり20,000円で設定するものです。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、
 - ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の20番案件・21番案件・34番案件・35番案件の譲受人は17番 小林 委員が関係者となっております。

また、同じく賃貸借権設定の43番案件から46番案件までの譲受人が「農事組合法人 ファームホリコシ」であり、5番 皆川 委員が関係者であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当いたしますので、関係者からは、退席をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは最初に賃貸借権設定の20番案件・21番案件・34番案件・35番案件につきまして審議いたしますので、17番 小林 委員の退室をお願いいたします。

— 小林 章 男 委員 退室 —

小林委員が退室されましたので、賃貸借権設定の20番案件・21番案件・34番案件・35番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。賃貸借権設定の20番案件・21番案件・34番案件・35番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の20番案件・21番案件・34番案件・35番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
17番 小林委員の入室をお願いします。

— 小林章男委員 入室 —

小林委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、賃貸借権設定の43番案件から46番案件までについて審議いたしますので5番 皆川委員の退室をお願いいたします。

— 皆川光浩委員 退室 —

皆川委員が退室されましたので、審議いたします。
賃貸借権設定の43番案件から46番案件までについて、ご質疑がございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。貸借権設定の43番案件から46番案件までについて、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
従いまして、貸借権設定の43番案件から46番案件までについて、原案のとおり承認すること決定いたしました。
5番 皆川委員の入室をお願いいたします。

— 皆川光浩委員 入室 —

皆川委員が着席されましたので、続けます。
それでは、今程、決定されました議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

菅井委員どうぞ。

委員 (9番菅井) 9番 菅井です。139ページの19番案件なんですが、賃借料が49,438円や64,388円と異常に高いんですが特別な理由があるのでしょうか。

議長（小嶋） 山崎主幹お願いします。

事務局（山崎） この案件につきましては、譲渡人、譲受人双方の協議の結果の金額であります。

委員（9番菅井） はいわかりました。

議長（小嶋） 他にございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 他に質疑なしと認めます。
お諮りします。先程、決定されました議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、先程決定されました議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
これで、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり決定いたしました。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 佐藤局長 —

続きまして、日程第9 議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 佐藤局長、お願いします。

事務局（佐藤） 別冊の議案第4号をご覧ください。
議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、ご説明申し上げます。
これからご説明する「議案第4号」の活動の点検・評価と次の「議案第5号」の活動計画の作成につきましては、平成21年1月23日付けの農林水産省・経営局長通知による「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、作成し公表することになっております。
今月の総会で原案をご審議・ご承認をいただき、その後、関係機関、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様から「ご意見等」を依頼すると共に、市のホームページに掲載して、皆様からの「ご意見・ご要望」の募集を回り、その結果を基に農業委員会の見解を加え補正した後に、6月総会議案として最終決定をしていくという、スケジュールとなっております。
その結果は、6月の総会后に市のホームページで公表すると共に、国・県へ報告することとなっております。

それでは、議案4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、ご説明させていただきます。
1ページをご覧ください。
大きい項目で「I の農業委員会の状況」でございます。
「1 農業の概要」と「2 農業委員会の現在の体制」につきましては、数字のみですので説明は省略させていただきます。
次に2ページをご覧ください。

大きい項目の「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」についてであります。

「1 現状及び課題」につきましては、平成31年4月現在の数値で、これまでの集積面積が3,872ha、集積率が61.24%でありましたが、「2 令和元年度の目標及び実績」にありますように、新規実績で161ha増え、目標の4,012haから21ha超えた数値となりました。

中段の「3 目標の達成に向けた活動」であります。活動計画は記載のとおりで、活動実績では、離農や経営規模の縮小を希望する農家からの「あっせん申し出」を受けて、地域担当の農業委員さんから調整役を務めていただき、地域の中核担い手農家に農地が集積されるよう農地のあっせん活動を展開していただきました。

「4 目標及び活動に対する評価」では、「目標に対する評価の案」ですが、農家の意向を踏まえて今後も担い手の確保と農地集積を促進してまいりたいと考えております。

次に「活動に対する評価の案」ですが、記載のとおりでございます。

次に3ページをご覧ください。

大きい項目の「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてであります。

「1 現状と課題」であります。元年度新規参入者数が6経営体ございました。またその新規参入者が取得した農地面積は16.7haとなりました。面積が増えたのは、法人化による新規参入と専業農家の一括事業継承による参入があったためです。

課題につきましては、新規参入を希望する就農候補者は、所有する農地がなく、地元の知人も少ない場合が多く、また、農業に関する知識や経験が未熟であり、克服しなければならない課題が多いため、いろいろな支援が必要となりますが、その支援体制がまだ未整備であるということです。

「2 令和元年度の目標及び実績」と、「3 目標の達成に向けた活動」、「4 目標及び活動に対する評価」であります。記載のとおりでございます。

次に4ページをご覧ください。

大きい項目の「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」についてであります。

「1 現状及び課題」であります。平成31年3月現在で、管内の農地面積（作付け面積）になりますが、6,322haの内、遊休農地面積が1.6haとなっております。その課題については、記載のとおりでございます。

次に「2 令和元年度の目標及び実績」であります。遊休農地の解消目標面積を0.7haに設定しましたが、実績としては0.82haの農用地が耕作再開等により解消されたところでございます。

これについては、農業委員会をはじめ関係機関との連携により継続的な指導がされたことによるものでございます。

次に「3 2の目標の達成に向けた活動」であります。活動計画に基づき活動を実施したところですが、その活動実績では、遊休農地への指導といたしまして、農地法第32条第1項の規定に基づく「利用意向調査」、いわゆる今後どのようにされますか、ということで、例えば自ら耕作するのか、或いは外の人から耕作をお願いしたいのかという内容になりますが、13筆、面積にして約0.5haが対象となっております。

次に5ページをご覧ください。

「4 目標及び活動に対する評価」であります。昨年同様に、耕作放棄地再生利用緊急対策事業等のハード事業における基盤整備事業の導入がなされない中、農業委員会が実施する継続的な指導が遊休農地の解消を図る上での影響も大きいことから、目標値の設定においては関係機関との協議が必要であります。

次に、「活動に対する評価」の案であります。農業委員並びに農地利用最適化推進委員による日常的な農地パトロールと毎月の総会案件の農地法第3条及び基盤強化法の利用権設定等で、事前に農地情報システム（航空写真等）から位置図を提供し、地区担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員が周辺農地の地域調和要件等の確認をしていることや、関係機関等からの情報提供等による現地調査を実施していることから、早期発見・早期指導により新たな遊休農地の発生を防いでいると思っております。

また、実施時期につきましては、県農業会議等の指導により他市町村と同時期の8月の中旬に実施いたしました。

次に6ページをご覧ください。

大きい項目の「V 違反転用への適正な対応」についてであります。

「1 現状及び課題」であります。管内の農地面積が6,322ha、違反転用面積が0.06haでありました。

課題としましては、違反転用につきましては、機会を捉えて広報やチラシ等によるPRを積極的に行っているところではありますが、特に地元農業委員並びに農地利用最適化推進委員の目の届きにくい山沿いや耕作放棄地において、違反転用や不法投棄が発生しやすい環境にあり、関係機関と連携を図りながら注視する必要があります。日頃から、地域情報や農地パトロールなどによる未然防止が一層重要となっております。

「2 令和元年度実績」及び「3 活動計画・実績及び評価」につきましては、記載のとおりであります。

次に7ページをご覧ください。

大きい項目の「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてであります。

「1 農地法第3条に基づく許可事務」であります。1年間の処理件数48件ございました。点検項目と具体的な内容につきましては、記載のとおりであります。

次に「2 農地転用に関する事務」であります。1年間の処理件数が45件ございました。点検項目と具体的な内容につきましては、記載のとおりであります。

次に8ページをご覧ください。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」であります。管内の農地所有適格法人数が29法人あり、うち報告書提出農地所有適格法人数が23法人でした。

提出しなかった5法人は、5件が設立1年未満につき報告を求めなかったもので、もう1件は休業中のためという理由であります。

次に「4 情報の提供等」であります。記載のとおりであります。

次に9ページをご覧ください。

大きい項目の「VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてであります。これにつきましては、今後、地域の農業者等からの意見等が記載されることとなります。

次に大きい項目の「VIII 事務の実施状況の公表等」についてであります。

「1 総会等の議事録の公表」につきましては、市のホームページに「総会等予定日カレンダー」と「総会が公開である」等について掲載したところでございます。

そして、総会の議事録につきましては、詳細な内容で作成し、ホームページにて公表しているところでございます。

また、「3 活動計画の点検・評価の公表」につきましても、市のホームページに掲載予定であります。

以上で議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第10 議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 佐藤局長、お願いします。

事務局
（佐藤）

議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、ご説明申し上げます。

それでは、先ほどご説明を申し上げました「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」を踏まえまして、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成いたしましたので、課題等の記述の内容が類似しておりますが、目標数値等が記載されている箇所についてのみ簡潔に説明させていただきたいと思っております。

1ページをご覧ください。

大きい項目で「Ⅰ 農業委員会の状況」でございます。

「農業の概要」と「農業委員会の現在の体制」につきましては、数字のみですので、説明は省略させていただきます。

次に2ページをご覧ください。

大きい項目の「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」についてであります。

「1 現状及び課題」につきましては、令和2年4月現在の数値で、管内の農地面積が6,322haでこれまでの集積面積が4,033ha、集積率が63.79%でありました。

課題といたしまして、担い手農家への農地集積が加速していることから、総農家数や販売農家数ともに年々減少しています。しかし、近年、個人経営の限界を感じる農業者は増加傾向にあり、国・県の農業支援も個人から法人へ移行しております。

地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と集落営農組織や法人化などによる効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体への利用集積を一層推進していく必要があると考えます。

「2 令和2年度の目標及び活動計画」につきましては、新規集積面積を目標100haとし、集積面積を4,133haと設定いたしました。目標設定の考え方、活動計画につきましては、記載のとおりであります。

次に、大きい項目の「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてであります。

「1 現状と課題」であります。元年度新規参入者数6経営体ございました。またその新規参入者が取得した農地面積は16.7haとなりました。

課題につきましては、新規参入を希望する就農候補者は、所有する農地がなく、地元の知人も少ない場合が多いです。また、農業に関する知識や経験が未熟であり、克服しなければならない課題が多いため、いろいろな支援が必要となりますが、その支援体制がまだ未整備であるということです。

「2 令和2年度の目標及び活動計画」についてであります。昨年同様3経営体と8.4haを目標値といたしました。活動計画は、記載のとおりであります。

次に3ページをご覧ください。

大きい項目の「Ⅳ 遊休農地に関する措置」についてであります。

「1 現状及び課題」であります。令和2年4月現在で、管内の遊休農地面積が1.25haとなっております。

その課題につきましては、農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足等より、不耕作地が増加傾向にあることによります。それらが要因となって農地が遊休化し、病害虫の発生原因等となり、周辺農地への悪影響が懸念されております。

関係機関と連携し、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の検討や農地中間管理事業、経営所得安定対策や水田フル活用などを活用しながら、農業生産意欲の維持継続や遊休農地

の解消を図る必要があります。また、農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への利用意向調査を実施し対処する必要があると考えます。

「2 令和2年度の目標及び活動計画」についてであります。遊休農地の解消面積を昨年同様0.7haを目標値といたしました。目標設定の考え方・活動計画は、記載のとおりであります。

次に大きい項目の「V 違反転用への適正な対応」についてであります。

「1 現状及び課題」であります。管内の違反転用面積が0.06haであり、課題としましては、違反転用につきましては、機会を捉えて広報やチラシ等によるPRを積極的に行っているところであります。特に地元農業委員並びに農地利用最適化推進委員の目の届きにくい山沿いや耕作放棄地において、違反転用や不法投棄が発生しやすい環境にあり、関係機関と連携を図りながら注視する必要があります。日頃から、地域情報や農地パトロールなどによる未然防止が一層重要となっております。

4ページをご覧ください。

「2 令和2年度の活動計画」につきましては、記載のとおりであります。

以上で議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり承認すること決定いたしました。

続きまして、日程第11 その他について、事務局よりお願いします。

事務局 （特になし）

議長（小嶋） その他に皆さんの方から何かございませんか。
よろしいでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） はい、特にないようでございます。
それでは、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後3時05分

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年 4月28日

議事録署名委員 16番 ⑩

議事録署名委員 17番 ⑩

議事録署名委員 18番 ⑩

議長
農業委員会会長 ⑩